

青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月十九日

青森県市町村職員退職手当組合  
組 合 長 吉 田 豊

## 条例第一号

青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例等の一部を改正する条例

(青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部改正)

第一条 青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例(昭和四十六年三月条例第一号)の一部を次のように改正する。

第五条の五第三項中「四十八月」の下に、「(任期が三年の場合は、三十六月)」を加える。

第七条第二項中「を限度とし」を「(任期が三年の場合は、三十六月)を限度とする。また」に改め、同条第五項第二号中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改める。

附則第二十一項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例等の一部を改正する条例(昭和五十七年六月条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改正する条例(平成十八年三月条例第四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改め、「百四分の八十七」を「百四分の八十三・七」に改める。

## 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。